



## 一、相关新法令、新政策

### ● “十二五” 利用外资和境外投资规划

- 【发布单位】国家发展和改革委员会  
 【发布日期】2012-07-17  
 【实施期间】2011-2015  
 【内容提要】该规划明确提出了“十二五”期间中国利用外资和境外投资的指导思想、主要目标和任务、以及主要政策措施等，是“十二五”期间中国利用外资和境外投资工作的重要指南。部分内容整理如下：

<p><b>重点任务（之优化外资结构；协调区域发展）</b></p> <p><b>优化外资结构</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 引导外商投资更多地投向高端制造、高新技术、节能环保、生态建设、新能源等产业，积极推动战略性新兴产业的国际合作。</li> <li>▪ 严格限制“两高一资”和低水平、过剩产能扩张项目。</li> <li>▪ 鼓励跨国公司在华设立地区总部、研发中心、采购中心、财务管理中心等功能性机构，由加工装配环节向上下游延伸。</li> <li>▪ 鼓励外商投资生产性服务业，特别是现代物流、软件开发、工程设计、职业技能培训、信息咨询、科技服务和知识产权服务。鼓励外资参与跨境服务外包。</li> <li>▪ 稳步推进银行、证券、保险、电信、燃气、物流等行业对外开放。</li> <li>▪ 逐步开放教育、体育等领域。</li> <li>▪ 引导外资参与医疗、文化、旅游、家庭服务等产业发展，鼓励外资进入创意设计等文化领域。</li> </ul> <p><b>协调区域发展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 支持东部地区推动外资产业结构优化升级。</li> <li>▪ 加强对中西部地区吸引外资的政策支持，引导外资向中西部地区转移和增加投资。</li> </ul>
<p><b>政策措施（之加强外商投资引导、优化外商投资环境；改革涉外经济体制）</b></p> <p><b>加强外商投资引导、优化外商投资环境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加大对鼓励类项目支持力度，完善高新技术企业认定工作；对用地集约的国家鼓励类外商投资项目用地，在土地供应计划中优先安排。</li> <li>▪ 改进中西部地区基础条件和投资环境；加大对东部地区外商投资企业向中西部地区转移的政策开放和技术资金配套支持力度。</li> <li>▪ 对符合条件的西部地区外资企业继续实行企</li> </ul>

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 「第十二次五ヶ年計画」外資利用および国外投資計画

- 【発布機関】国家發展改革委員會  
 【発布日】2012-07-17  
 【施行期間】2011-2015  
 【概要】本計画は、「第十二次五ヶ年計画」期間中の外資利用および国外投資の指導的方針、主な目標と任務、並びに主要政策措置等を明確に打ち出すものであり、「第十二次五ヶ年計画」期間中の中国の外資利用および国外投資作業の重要な手引きである。一部の内容を以下の通り整理する。

<p><b>重点任务(としての外資構造の最適化、地域発展の調和)</b></p> <p><b>外資構造の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外商がハイエンド製造、ハイテク、省エネ環境保全、生態建設、新エネルギー等の産業に一層投資するよう牽引し、戦略的新型産業の国際提携を積極的に推進する。</li> <li>▪ 「二高一資(消耗量が多く、汚染量が多く、資源消費型)」および低水準、過剰な生産能力の拡張事業を厳格に制限する。</li> <li>▪ 多国籍会社が中国に地域本部、R&amp;D センター、仕入センター、財務管理センター等の機能性機関を設立することを奨励し、加工組立の段階を川上・川下に拡張する。</li> <li>▪ 外商の生産型サービス業への投資を奨励し、とりわけ現代物流、ソフトウェア開発、工事設計、職業技能研修、情報コンサルティング、科技サービスおよび知的財産権サービスを奨励する。外資がクロスボーダーサービスアウトソーシングに参与することを奨励する。</li> <li>▪ 銀行、証券、保険、電信、ガス、物流等の産業の対外的な開放を徐々に推進する。</li> <li>▪ 教育、スポーツ等の分野を徐々に開放する。</li> <li>▪ 外資が、医療、文化、観光、家庭サービス等の産業の発展に参与するよう誘導し、外資がアイデア設計等の文化分野に進出するよう奨励する。</li> </ul> <p><b>地域発展の調和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 東部地域が外資産業構造の最適化とグレードアップを推進するよう支援する。</li> <li>▪ 中西部地域が外資を誘致する政策支援を強化し、外資が中西部地域に移行し、投資を増やすよう誘導する。</li> </ul>
<p><b>政策措施(としての外商投資による牽引の強化、外商投資環境の最適化、涉外経済体制の改革)</b></p> <p><b>外商投資による牽引を強化し、外商投資環境を最適化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 奨励類事業に対する支援を強化し、ハイテク企業の認定作業を整備する。用地集約型の国家奨励類外商投資事業の用地については、土地供給計画で優先的に手配する。</li> <li>▪ 中西部地域のインフラ条件および投資環境を改善し、東部地域の外商投資企業が中西部地域に移行する政策開放および技術資金関連支援</li> </ul>

<p>业所得税优惠政策。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 进一步支持符合条件的外商投资企业与内资企业、研究机构合作申请国家科技开发项目、创新能力建设项目等，申请设立国家级技术中心认定。</li> <li>▪ 继续推进内外资公平竞争，清理涉及外商的审批事项。</li> </ul> <p><b>改革涉外经济体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 进一步完善外商投资政策法规，调整审批内容，简化审批程序，逐步推动外商投资企业在设立、经营、财务、监管、清算等方面适用统一的法律规定。</li> <li>▪ 稳步扩大人民币在跨境贸易和投资中的作用，深化外汇管理体制的改革。</li> <li>▪ 继续支持外商以绿地投资方式进行投资，促进外资并购方式有序发展，做好外资并购安全审查。</li> </ul> <p>备注：绿地投资又称创建投资，其与“外资并购”一起，是外商直接投资的两种基本方式。具体是指，跨国公司等投资主体在东道国境内依照东道国的法律设立部分或全部资产所有权归外国投资者所有的企业。</p>
--

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/W020120724337612116988.pdf>

<p>を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 条件に適合する西部地域の外資企業に対し、企業所得税優遇政策を引き続き実施する。</li> <li>▪ 条件に適合する外商投資企業が内資企業、研究機関と共に国家科技開発事業、革新能力建設事業等を申請し、国家級技術センター設立・認定を申請するうえで一層支援する。</li> <li>▪ 内資・外資の公平な競争を引き続き推進し、外商に関係する審査許可事項を見直す。</li> </ul> <p><b>涉外經濟体制を改革する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外商投資政策法规を一層整備し、審査許可内容を調整し、審査許可手順を簡素化し、外商投資企業の設立、経営、財務、監督管理、清算等の方面で統一した法律の規定を適用するよう徐々に推進する。</li> <li>▪ 人民元のクロスボーダー貿易および投資における役割を徐々に拡大し、外貨管理体制の改革を推進する。</li> <li>▪ 外商がグリーンフィールド投資により投資を行うことを引き続き支援し、外資による M&amp;A が秩序正しく発展するよう促進し、外資の M&amp;A 安全審査を貫徹する。</li> </ul> <p>備考：グリーンフィールド投資は、創建投資とも呼ばれ、それは「外資の M&amp;A」と併せて、外商直接投資の 2 通りの基本方式である。具体的には、多国籍会社等の投資主体が、投資先国内で投資先国の法律に基づき一部または全部の資産所有権が、外国投資者の所有に帰属する企業を設立することをいう。</p>
---

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/W020120724337612116988.pdf>

● **跨省市总分机构企业所得税分配及预算管理  
办法**

【发布单位】财政部、国家税务总局、中国人民银行  
【发布文号】财预〔2012〕40号  
【发布日期】2012-06-12  
【实施日期】2013-01-01  
【内容提要】该办法废止了《跨省市总分机构企业所得税分配及预算管理暂行办法》(财预〔2008〕10号)。对企业来说，与原暂行办法相比，新的管理办法在预缴税款额的计算方法等内容上有细微变化。该办法主要内容如下：

<b>基本方法</b>
实行“统一计算、分级管理、就地预缴、汇总清算、财政调库”的处理办法。
<b>适用范围</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 跨省市总分机构企业是指跨省（自治区、直辖市和计划单列市）设立不具有法人资格分支机构的居民企业。</li> <li>▪ 不具有主体生产经营职能且在当地不缴纳营业税、增值税的产品售后服务、内部研发、仓储等企业内部辅助性的二级分支机构以及上年度符合条件的小型微利企业及其分支机</li> </ul>

● **省市を跨ぐ本部・分支機関の企業所得税分配  
および予算管理弁法**

【発布機関】財政部、国家税務総局、中国人民銀行  
【発布番号】財預〔2012〕40号  
【発布日】2012-06-12  
【施行日】2013-01-01  
【概要】本弁法により、「省市を跨ぐ本部・分支機関の企業所得税分配および予算管理暫定弁法」(財預〔2008〕10号)が廃止された。企業の立場から見た場合、原暫定弁法と比較し、新管理弁法は、前払い税額の計算方法等の内容が若干異なる。本弁法の主な内容は以下の通りである。

<b>基本方法</b>
「統一した計算、等級別管理、所在地での予納、確定申告、財政上の税金調整」の処理方法を実施する。
<b>適用範囲</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 省市を跨ぐ本部・分支機関企業とは、省（自治区、直辖市および計画単列市）を跨ぎ法人資格をもたない分支機関を設立する住民企業をいう。</li> <li>▪ 生産经营主体職能を持たずに、且つ現地で営業税、増値税を納付しない製品アフターサービス、内部研究開発、倉庫保管等の企業内部の補佐的な二級分支機関および前年度に条件に</li> </ul>

构, 不实行该办法。
<b>税款预缴</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>由总机构统一计算企业应纳税所得额和应纳税所得额, 并分别由总机构、分支机构按月或按季就地预缴。</li> <li>总机构和具有主体生产经营职能的二级分支机构就地预缴企业所得税。三级及三级以下分支机构, 其营业收入、职工薪酬和资产总额等统一并入二级分支机构计算。</li> </ul>
<b>汇总清算</b>
企业总机构汇总计算企业年度应纳税所得额, 扣除总机构和各境内分支机构已预缴的税款, 计算出应补应退税款, 分别由总机构和各分支机构(不包括当年已办理注销税务登记的分支机构)就地办理税款缴库或退库。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://ysss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengceguizhang/201207/t20120725\\_669205.html](http://ysss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengceguizhang/201207/t20120725_669205.html)

● **关于启用境内银行涉外收付凭证及明确有关数据报送要求的通知**

【发布单位】国家外汇管理局  
【发布文号】汇发〔2012〕42号  
【发布日期】2012-07-13  
【内容提要】根据该通知, 从2012年08月01日起:

- 境内银行应使用[汇发〔2011〕49号](#)文规定的新的涉外和境内收付款相关凭证, 办理收付款业务和国际收支统计及管理信息申报, 并通过新的接口程序向国家外汇管理局报送数据。
- 根据出口收入存放境外管理有关规定已开立境外账户的企业, 应登录国家外汇管理局网上服务平台, 通过其中的“境外账户收支余信息申报子系统”申报其境外账户的收支和余额信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8020000000000000.67&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8020000000000000.67&id=4)

● **国家知识产权局行政复议规程**

【发布单位】国家知识产权局  
【发布文号】国家知识产权局令第66号  
【发布日期】2012-07-18

適合した小型薄利企業およびその分支機関に対しては、本弁法を実施しない。
<b>税金の予納</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本部機関は、企業課税所得額および課税所得額を統一して計算し、且つそれぞれ本部機関、分支機関が月毎にまたは四半期ごとに現地で予納する。</li> <li>本部機関および生産経営主体職能を有する二級分支機関は現地で企業所得税を予納する。三級および三級以下の分支機関は、その营业收入、従業員の給与報酬および資産総額等を統一して二級分支機関に組み入れて計算する。</li> </ul>
<b>確定申告</b>
企業の本部機関が企業の年度課税所得額を確定申告し、本部機関および各国内の分支機関がすでに予納した税金を控除し、追納・払戻税額を計算し、それぞれ本部機関および各分支機関が(当年にすでに税務登記を抹消した分支機関は含まない)が現地で税金の追納をまたは払戻を受ける。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://ysss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengceguizhang/201207/t20120725\\_669205.html](http://ysss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengceguizhang/201207/t20120725_669205.html)

● **国内銀行の涉外收支証憑の使用を起動し、関係数値の提出要求を明確にすることについての通知**

【発布機関】国家外貨管理局  
【発布番号】匯発〔2012〕42号  
【発布日】2012-07-13  
【概要】本通知によると、2012年8月1日から以下の通りとされる。

- 国内銀行は、[匯発〔2011〕49号](#)文に定める新たな涉外および国内の收支に関する証憑を使用し、收支業務および国際收支統計および管理情報申告手続を行い、且つ新たなプログラミングインターフェースを通じて、国家外貨管理局に数値を提出しなければならない。
- 輸出入国外預入管理関係規定に基づき、すでに国外口座を開設した企業は、国家外貨管理局のオンラインサービスプラットフォームにログインし、その中の「国外口座收支残額情報申告サブシステム」を通じて自己の国外口座の收支および残額情報を申告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8020000000000000.67&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8020000000000000.67&id=4)

● **国家知的財産権局行政不服審査規程**

【発布機関】国家知識産権局  
【発布番号】国家知識産権局令第66号  
【発布日】2012-07-18

【实施日期】2012-09-01  
【内容提要】根据该规程：公民、法人或者其他组织认为国家知识产权局的具体行政行为侵犯其合法权益的，可以依照该规程向国家知识产权局申请行政复议。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.sipo.gov.cn/zwqs/ling/201207/t20120723\\_728543.html](http://www.sipo.gov.cn/zwqs/ling/201207/t20120723_728543.html)

【施行日】2012-09-01  
【概要】本规程によると、公民、法人またはその組織が、国家知識産権局の具体的な行政行為がその適法な權益を侵害すると判断した場合、本規程に基づき、国家知識産権局に行政不服審査を申し立てることができる。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.sipo.gov.cn/zwqs/ling/201207/t20120723\\_728543.html](http://www.sipo.gov.cn/zwqs/ling/201207/t20120723_728543.html)

## ● 上海市服务业发展“十二五”规划（上海）

【发布单位】上海市人民政府  
【发布文号】沪府发〔2012〕59号  
【发布日期】2012-06-25  
【实施期间】2011-2015  
【内容提要】该规划提出：  
▪ 全力推进金融服务、航运物流、现代商贸、文化创意、信息服务、旅游会展和房地产等服务业重点领域发展。  
▪ 深化推进增值税制度改革试点，逐步拓展试点行业和企业范围。研究支持新兴服务业和生产性服务业发展的税收政策。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai32643.html>

## ● 上海市サービス業発展の「十二五」計画（上海）

【発布機関】上海市人民政府  
【発布番号】滬府発〔2012〕59号  
【発布日】2012-06-25  
【施行期間】2011-2015  
【概要】本計画では以下の通り打ち出している。  
▪ 金融サービス、水上輸送物流、現代商業貿易、文化アイデア、情報サービス、観光コンベンションおよび不動産等のサービス業の重点分野の発展を全力で推進する。  
▪ 増値税制度改革試行を推進し、試行対象産業および企業範囲を徐々に拡大する。新興サービス業および生産型サービス業の発展を支援する税制政策を検討する。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai32643.html>

【注】  
● 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；  
● 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】  
● 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。  
● ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### ● 营业税改征增值税试点地区增加十省市

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，决定扩大营业税改征增值税试点范围：  
▪ 自2012年08月01日起至年底，将交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税的试点地区，由上海分批增加北京、天津、江苏、浙江、安徽、福建、湖北、广东、厦门、深圳10个省市。  
▪ 2013年继续扩大试点地区，并选择部分行业在全国范围试点。

## 二、関連する新着情報

### ● 營業稅の増値税への一本化試行地区が10省市追加された

國務院の温家宝總理は、先頃、國務院常務會議の開催を主宰し、營業稅の増値税への一本化試行範圍の拡大を決定した。  
▪ 2012年8月1日から年末までに、交通輸送業および一部の現代サービス業の營業稅の増値税への一本化試行地域を、上海のほか、北京、天津、江蘇、浙江、安徽、福建、湖北、広東、アモイ、深センの10省市を段階的に追加する。  
▪ 2013年には、試行地域を引き続き拡大し、且

(摘自中国政府网; 2012年07月25日发布)

● 中国人民银行: 企业须办理《机构信用代码证》

根据中国人民银行(中国的中央银行)的要求, 所有与银行发生业务往来的机构(包括外商投资企业), 均需到基本存款账户开户商业银行办理《机构信用代码证》。简要介绍如下:

<b>机构信用代码</b>
机构信用代码, 是从信用的角度编制的用于识别机构身份的代码标识, 以中国人民银行派发的结算账户开户许可证核准号为基础编制, 相当于“机构经济身份证”。
<b>办理时间、方法等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 办理时间: 2012年06月01日至10月31日。</li> <li>▪ 费用: 免费办理。</li> <li>▪ 提交材料: 申请表、营业执照、税务登记证、单位介绍信、经办人身份证明等。</li> </ul>
<b>不办理的影响</b>
可能影响基本存款账户的使用和贷款业务的办理。 如: 自2012年08月13日起, 北京地区企事业单位在办理各类贷款卡业务时, 均须提交本单位的《机构信用代码证》复印件并出示原件。

(里兆律师事务所 2012年07月27日整理编写)

● 人社部: 延迟退休拟对不同群体考虑差别政策

对于“延迟退休年龄”问题, 日前人力资源和社会保障部表示, 中国延迟退休年龄将借鉴国外经验, 拟对不同群体采取差别措施, 并以“小步慢走”的方式实施。

(摘自新华网; 2012年07月26日发布)

● 上海拟立法限制商品过度包装

日前, 上海市十三届人大常委会审议了《上海市商品包装物减量若干规定(草案)》。根据该草案规定:

- 上海鼓励企业在保障商品安全、卫生的条件下对商品进行简易包装。
- 消费者在购买商品时将包装物返还给销售者的, 销售者应当接受等。
- 生产者和销售者有义务对商品包装物进行减量。包括生产者和销售者对商品进行

つ一部の業種を選択して全国範囲で試行する。

(2012年7月25日付けの中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 中国人民银行: 企業は必ず「機関信用コード証」の手続を行わなければならない

中国人民银行(中国の中央銀行)の要求に基づき、銀行と業務のやりとりのある全ての機関(外商投資企業を含む)は、いずれも基本預金口座を開設した商業銀行にて「機関信用コード証」の手続を行わなければならない。以下の通り、簡潔に紹介する。

<b>機関信用コード</b>
機関信用コードとは、信用という視点から作成する、機関の身分を識別する為に用いるコードマークであり、中国人民银行が発行する決算口座開設許可証認可番号をベースに作成されるものであり、「機関経済身分証」に相当する。
<b>手続期間、方法等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 手続期間: 2012年6月1日から10月31日まで。</li> <li>▪ 費用: 無料。</li> <li>▪ 提出書類: 申請表、営業許可証、税務登記証、機関紹介状、担当者本人証明書等。</li> </ul>
<b>手続を行わない場合の影響</b>
基本預金口座の使用および貸付業務の手續に影響をもたらすと思われる。 例: 2012年8月13日から、北京地区企業事業機関が各種貸付カード業務を行う際に、いずれも本機関の「機関信用コード証」コピーを提出し、且つ原本を提示する必要がある。

(里兆法律事務所が2012年7月27日付で作成)

● 人社部: 定年退職の延期は、異なる労働者層ごとに差異化政策の実施が行われるようである

「定年退職年齢の延期」について、先頃、人的資源および社会保障部は、中国による定年退職年齢の延期は国外の経験を参考にし、異なる労働者層ごとに差異化措置を実施し、且つ「小幅でゆっくりとした歩調」により実施すると述べた。

(2012年7月26日付の新华网ウェブサイトより抜粋)

● 上海は、立法を通じて商品の過剰包装を制限する

先頃、上海市第十三回人民代表大会常務委員会は「上海市商品包装物減量若干規定(草案)」を審議した。本草案の規定によると以下の通りである。

- 上海は、企業が商品の安全、衛生を保障するという前提のもとで、簡易包装を行うことを奨励する。
- 消費者が商品の購入時に包装物を販売者に返還しようとした場合、販売者はこれを受入れなければならない。

- 包装，不得违反国家限制商品过度包装标准中的强制性规定；等。
- 倡导生产者、销售者在商品外包装上明示包装物回收利用及包装成本等信息。公众发现商品包装违反强制性规定的，可以要求销售者停止销售，并向质量技术监督部门举报。

(摘自新华网；2012年07月24日发布)

- 製造者と販売者には、商品の包装物を減量させる義務がある。これには、製造者と販売者が商品を行う包装は、国の商品過剰包装制限基準における強行規定に違反してはならないことを含む。
- 製造者、販売者は、商品の外側包装上に包装物のリサイクルおよび包装コスト等の情報を明記するよう提唱する。公衆は、商品の包装が強行規定に違反することを発見した場合、販売者に販売を停止するよう求め且つ品質技術監督部門に通報することができる。

(2012年7月24日付の新华网ウェブサイトより抜粋)

● 买卖合同纠纷案件的最新司法解释(连载之二/共二篇)

在第304期《里兆法律资讯》中，我们对“买卖合同的成立与效力”、“动产‘一物数卖’的法律处理”和“标的物的检验”进行了解析。接下来我们将继续对“所有权保留”、“特种买卖”等进行分析。

**所有权保留**

《合同法》第134条虽然规定了“所有权保留”制度<sup>1</sup>，但过于原则、简略，《买卖合同解释》明确了所有权保留制度的适用范围、当事人之间权利义务平衡等部分亟待解决的问题。简要说明如下：

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
适用范围	<b>第34条</b> ：所有权保留适用于动产，不适用于不动产。	—
出卖人的取回权及其限制	<b>第35条、第36条2款</b> ：特定情形下（①未按约定支付价款的；②未按约定完成特定条件的；③将标的物出卖、出质或者作出其他不当处分的<不能对抗善意取得制度>），出卖人可以取回标的物。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事人可以约定行使取回权的条件；</li> <li>因中国的“所有权保留”制度缺乏有效的公示方式，因此，<b>标的物被买受人处分后，出卖人的取回权将受到《物权法》第106条规定的“善意取得”制度的限制。</b></li> </ul>

● 売買契約紛争事件の最新司法解释(連載その二/計二編)

第304期「里兆法律情報」では、「売買契約の成立と効力」、「動産の『二重譲渡』の法律処理」および「目的物の検査」について分析を行った。ここでは、「所有権の留保」、「特殊売買」等について分析を続ける。

**所有権の留保**

《契約法》第134条では「所有権の留保」制度<sup>1</sup>が規定されているが、原則、簡潔に過ぎるきらいがあった。「売買契約解釈」は所有権留保制度の適用範囲、当事者間の権利義務のバランスなど、長年解決を望まれていた問題を明確にした。要点を分析すれば、以下のとおりである。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
適用範囲	<b>第34条</b> ：所有権の留保は動産に適用され、不動産には適用されない。	特になし。
売り手の取戻権およびその制限	<b>第35条、第36条第2項</b> ：特定の状況下（①取り決めに従って代金が支払われなかった、②取り決めに従って特定条件を満たさなかった、③目的物につき売却、質権設定またはその他の不当な処分を行った「善意取得制度に対抗できない」）では、売り手は <b>目的物を取り戻すことができる。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者は取戻権の行使条件を取り決めることができる。</li> <li>中国の「所有権の留保」制度には有効な公示方法がないため、<b>目的物が買い手に処分された後には、売り手の取戻権は「物权法」第106条に規定された「善意取得」制度の制限を受けてしまう。</b></li> </ul>

<sup>1</sup> 理論上，“所有权保留”是指买卖合同中买受人先占有、使用标的物，在特定条件成就前，出卖人保留所有权，条件成就后标的物所有权转移给买受人的制度。

<sup>1</sup> 理論上、「所有権の留保」とは、売買契約における買い手が先ず占有し、目的物を使用するが、特定条件を満たすまでは、売り手は所有権を留保し、条件を満たした後で目的物の所有権を買い手に移転する制度を指す。

	<p><b>第 36 条第 1 款:</b> 买受人已经支付标的物总价款的 <b>75%以上</b>, 出卖人丧失取回标的物的权利。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>买受人支付总价款 75%以上的, 出卖人丧失取回权;</b></li> <li>▪ 对于买受人的违约行为, 出卖人未及主张取回权的, <b>买受人支付总价款超过 75%后, 出卖人丧失取回权。</b></li> </ul>
回赎期	<p><b>第 37 条:</b> 出卖人取回标的物后, <b>买受人在约定的或者出卖人指定的回赎期内, 消除取回标的物的事由, 买受人可回赎标的物。</b> 未在回赎期内回赎的, 出卖人可<b>另行出卖。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 回赎期可以由当事人约定或由出卖人指定;</li> <li>▪ 回赎期内, 出卖人暂不得另行出卖标的物。</li> </ul>

	<p><b>第 36 条第 1 项:</b> 買手が既に目的物代金総額の <b>75%以上</b> を支払った時点で、売り手は目的物取り戻しの権利を喪失する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>買手の代金支払総額が 75%以上である場合、売り手は取戻権を喪失する。</b></li> <li>▪ 買手の違約行為に対し、売り手が遅滞なく取戻権を主張しなかった場合、<b>買手の代金支払総額が 75%を超えた後、売り手は取戻権を喪失する。</b></li> </ul>
買い戻し期間	<p><b>第 37 条:</b> 売り手が目的物を取り戻した後、<b>買手が取り決められた、または売り手の指定した買い戻し期間以内に、目的物取戻し的事由を取除いた場合、買手は目的物を買戻すことができる。</b> 買い戻し期間内に買戻さなかった場合、売り手は<b>別途販売</b>することが可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 買い戻し期間は、当事者で取り決める、または売り手が指定することができる。</li> <li>▪ 買い戻し期間内では、売り手は一時的に目的物を別途販売することができない。</li> </ul>

### 特种买卖

《合同法》第 9 章规定了 4 种类型的特种买卖（分期付款买卖、凭样品买卖、试用买卖、招标投标买卖）。《买卖合同解释》结合司法实践中存在的问题，细化了《合同法》有关特种买卖的规定。简要说明如下：

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
分期付款买卖	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>第 38 条第 1 款:</b> “分期付款”, 系指买受人在一定期间内<b>至少分三次</b>向出卖人支付应付总价款。</li> <li>▪ <b>第 38 条第 2 款:</b> 分期付款买卖合同中不得约定“<b>即使买受人未支付的到期价款金额低于全部价款五分之一的, 出卖人也可以要求买受人支付全部价款</b>” (违反《合同法》第 167 条第 1 款)。</li> <li>▪ <b>第 39 条:</b> 分期付款买卖合同中可以约定, 合同解除时, <b>出卖人可以扣留已受领的价款抵偿使用费</b> (无约定的,</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 明确了分期付款买卖合同的<b>付款次数、最低的未支付的到期价款金额;</b></li> <li>▪ 建议在分期付款买卖合同中明确<b>出卖人扣留的价款范围、可以抵偿的内容、使用费的计算标准等。</b></li> </ul>

### 特殊売買

「契約法」第 9 章では 4 種類の特殊売買(割賦販売、見本売買、試用販売、入札販売)が規定されている。「売買契約解釈」は司法実践における問題に照らして、「契約法」の特殊売買に関する規定を詳細にした。要点を分析すれば、以下のとおりである。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
割賦売買	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>第 38 条第 1 項:</b> 「割賦」とは、買手が一定期間内において、<b>少なくとも三回に分けて</b>売り手へ代金総額を支払うことをいう。</li> <li>▪ <b>第 38 条第 2 項:</b> 割賦売買契約においては、「<b>たとえ買手の満期代金未払い金額が代金総額の五分の一を下回っている場合でも、売り手は買手に対し代金全額の支払いを要求することができる</b>」と約定してはならない(「契約法」第 167 条第 1 項に違反する)。</li> <li>▪ <b>第 39 条:</b> 割賦売買契約においては、契約解除時に、<b>売り手は受け取り済みの代金を留保し、使用料</b>(取り決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 割賦売買契約の<b>支払い回数、満期代金未払いの最低金額</b>を明確にした。</li> <li>▪ 割賦売買契約においては、<b>売り手が留保できる代金の範囲、充當できる内容、使用料の計</b></li> </ul>

	可参照当地同类标的物的租金标准确定) <u>或标的物受损的损害赔偿。</u>	
试用买卖	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>第 41 条:</b> 除另有约定外, 买受人在<u>试用期内支付部分价款的, 应认定为同意购买。</u> 买受人对标的物实施了出卖、出租、设定担保等非试用行为的, 认定为同意购买。</li> <li>▪ <b>第 42 条:</b> 买卖合同存在①经试用或者检验符合一定要求时, 买受人应当购买标的物; ②第三人经试验对标的物认可时, 买受人应当购买标的物; ③买受人在一定期间内可以调换、退还标的物的, <u>不属于试用买卖:</u></li> <li>▪ <b>第 43 条:</b> 未约定使用费或者约定不明确的, <u>出卖人不得主张使用费。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 拟定、签署试用买卖合同应注意:             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) “<u>属于同意购买</u>”的情形;</li> <li>2) 明确试用买卖的<u>使用费</u> (或使用费的计算标准)。</li> </ol> </li> </ul>

	めのない場合、当地の同種の目的物の賃貸料金の基準を参照して確定することができる) <u>または目的物が受けた損失の損害賠償に充当することができる。</u>	<u>算基準などを明確にすることを提案する。</u>
试用販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>第 41 条:</b> 別途取り決めがある場合を除き、<u>買い手が試用期間内に代金の一部を支払った場合、購入に同意したものと認定する。</u> 買い手が目的物について、売却、賃貸、担保権の設定などの非試用行為を行った場合、購入に同意したものと認定する。</li> <li>▪ <b>第 42 条:</b> 売買契約において、①試用後または検査で一定の条件を満たした場合、<u>買い手は目的物を購入するものとする、②第三者が試験を通じて目的物を認可した場合、買い手は目的物を購入するものとする、③買い手は一定期間内において目的物を交換、返品することができる</u>と規定している場合は、<u>試用販売には該当しない。</u></li> <li>▪ <b>第 43 条:</b> 使用料を定めていない、または約定が不明確の場合、<u>売り手は使用料を主張できない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 試用販売契約を作成、締結する際には以下の点に注意する必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「<u>購入に該当する</u>」状況。</li> <li>2) 試用販売の<u>使用料</u> (または使用料の計算基準) を明確にする。</li> </ol> </li> </ul>

除上述问题外,《买卖合同解释》还对标的物的交付、所有权移转、风险负担以及违约责任等问题进行了规定,该等问题也很重要,但考虑到本文的篇幅,律师择要分析如上。律师理解,《买卖合同解释》在为法院审理买卖合同案件提供更加明确的法律依据的同时,也为买卖合同的法律管理提出了更加专业化的要求。因此,建议企业在拟定、签署买卖合同时(对于已经签署、尚未履行完毕的买卖合同,也应重新审视,必要时,可以与对方商量签署补充协议),与律师和其他相关专业人员保持沟通,审查、确认买卖合同的相关条款,降低法律风险,确保经营活动的顺利进行。

(里兆律师事务所 2012 年 07 月 20 日整理编写)

上述の問題の他、「売買契約解釈」は目的物の引渡、所有権の移転、リスク負担および違約責任などの問題についても規定している。これらの問題もまた重要であるが、紙面の都合上、以上までとする。筆者の理解では、「売買契約解釈」は裁判所の売買契約事件の審理により明確な法的根拠を与えると同時に、売買契約の法的管理についてもより専門的な要求を提起した。よって、法的リスクを軽減し、事業活動が円滑に行われるよう、企業が売買契約を作成、締結する際には(既に締結済みであるが履行を完了していない売買契約についても、改めて確認し、必要であれば、相手方と補充協議の締結を行うことも考えられる)、弁護士およびその他の関連専門人員と意見交換を行い、売買契約の関連条項を審査、確認するとよい。

(里兆法律事務所が 2012 年 7 月 20 日付で作成)